

令和6年度 事業計画

1 基本方針

農地中間管理事業については、令和3年度からスタートした「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき『経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う』農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、市町推進チーム会の活動を一層活性化し、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、コロナ感染症拡大等に伴う農産物価格の低迷や円高等に伴う資材価格等の高騰などにより、農業者の規模拡大意欲が低下する一方、担い手の高齢化・減少が急速に進むなど、農業・農地を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。そうした中で、地域・集落での徹底した話し合いにより農地集積を加速する人・農地プランの実質化の取組が行われ、ほとんどの集落において、中間管理事業を活用する取組方針が策定されたものの、一方で、集落の課題（担い手の不足、農地の条件整備など）も明らかとなっています。こうした状況を踏まえ、当公社においても、県・市町や推進チーム会と連携し、推進対象集落や推進手順を明確にした上で、地域課題を解決する手段として中間管理事業のメリットを活用して、地域として中間管理権を設定する取組を進めることで、人・農地プランの実質化の取り組みが地域の農地を守り、地域農業の発展に繋がるよう、積極的に取り組んでまいります。

一方、人・農地プランの法定化（担い手への農地集約化を目指す地域計画の策定）や地域が目標とする将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）の明確化、農地貸借ルートについて農地バンクを経由する手法を軸とする貸借手法の見直しなどを内容とする人・農地など関連施策に関する改正法が令和5年4月1日から施行され、市町において令和5年度および令和6年度の2年間で目標地図・地域計画を策定することとなっています。このことから、当公社としても、担い手不足の地域が6割を

超える状況を踏まえて担い手の確保・掘り起こし・マッチングの支援を行い、地域計画ができるかぎり実効性あるものとなるよう、取り組んでまいります。また、担い手が急速に高齢化・減少するなど農業・農地を取り巻く厳しい状況を踏まえ、地域計画作りと並行して、地域計画作りの話し合いの機会を捉え、中間管理事業を活用して、農地を守る取り組みや農地の集積・集約化を進めてまいります。

諫早湾干拓農地については、第4期（令和5年度～令和9年度）の2年目を迎える中、引き続き、関係機関と連携の下、経営指導や作付状況等の調査及び環境保全協議会や平成諫早湾土地改良区等での意見交換を継続しながら、農地の適切な管理と営農支援を図り、リース料の確実な確保に努めます。

併せて、今回策定する「第3期諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針」に基づく排水改善対策を計画的に実施しながら、環境に調和した先進的な営農の確立に努め、農地リース事業を推進します。

また、訴訟関連については、当公社が、諫干農地を不法占拠している2者に対して農地の明け渡し等を求めて提訴している土地明渡等請求訴訟について、令和6年2月22日福岡高裁において判決言い渡しが行われ、当公社が勝訴していますが、被告が上告し、現在、最高裁で審理中です。他方、国、県、当公社を被告とするカモ食害損害賠償等請求訴訟について、本年4月17日に福岡高裁において判決言い渡しが予定されています。

一方、潮受堤防排水門の開門関連訴訟については、平成29年4月17日に長崎地裁から開放差止を認める判決が言い渡された潮受堤防排水門開放差止訴訟が、令和元年6月26日、開門を求める補助参加人の独立当事者参加申出を認めないとする最高裁決定により確定しました。また、小長井、大浦漁業者の方々が開門を求めて提訴した大浦小長井漁業再生請求事件訴訟についても、令和元年6月26日に開門を認めないとする最高裁決定により確定しました。加えて、国が平成22年の開門確定判決の執行力を排除するよう求めた請求異議訴訟についても、令和5年3月1日、最高裁において、福岡高裁で敗訴した開門勝訴原告の上訴を認めないとする決定がなされ、国の勝訴が確定し、開門確定判決が執行力を失うことが確定したとこ

ろであります。しかしながら、諫早湾内の漁業者の方々の一部が開門を求めて提訴している長崎2次3次開門請求訴訟について、福岡高裁が、開門を認めない判決を言い渡したものの、最高裁において審理が継続しているなど、依然として開門を求める裁判が続いている状況もあることから、当公社としては、土地明渡訴訟やカモ食害損害賠償等請求訴訟を含めて、今後とも関係機関等と連携し、干拓営農に支障が出ないよう適切に対応してまいります。

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

① 農地の貸借

市町推進チーム会など関係機関と緊密に連携し、人・農地プランの将来方針等の中に「中間管理事業の活用による農地の集積・集約化」を位置づけた集落について、中間管理事業の重点集落に位置づけ、その中から推進対象及び推進手順を明確にした上で、計画的に中間管理事業の推進を図るとともに、農業者の年齢構成や後継者の有無、経営規模の縮小や拡大等を考えている農業者等の意向や地域・集落の課題を、人・農地プランや地域計画のアンケート及び地図化、深堀調査、日常活動等で的確に捉え、一方、担い手の不足や農地の条件整備等の課題解決に中間管理事業のメリットを活用して、まとまった形で農地の利用ができるように配慮して担い手への農地の集積・集約化を進めます。

また、遊休農地であっても、解消すれば、担い手が活用できる農地にあっては、推進チーム会と連携し担い手の確保を図りながら積極的に借受け、遊休農地の解消に取り組めます。

(事業計画)

| 区 分 | 面 積 (h a) | | 備 考 |
|-------|-----------|--------|---|
| 農地の貸借 | 借受面積 | 800 ha | R5年度計画(実績見込み) 800(879) ha 800(987) ha |
| | 貸付面積 | 800 ha | |

② 農地の条件整備を契機とした中間管理事業の推進

「人・農地プランの実質化」の中で、農地の条件整備に取り組む方針を立てた集落について、推進チーム会メンバーの役割分担の下、集落と連携し、深掘調査を実施するなど、農地中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業（補助率 100%）や県営基盤整備事業（補助率 92.5~95%）、簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）、遊休農地解消緊急対策事業（定額助成 43 千円/10a）を活用した条件整備や遊休農地の解消を進めてまいります。

この場合、機構として、関係機関と連携し、機構関連事業の実施に向けて計画的に農地を中間保有する取組や自ら耕作意欲のない農地所有者に代わり土地改良法 3 条資格者として基盤整備事業に参加して経常賦課金を負担する取組、市町等の協力を得て機構が事業主体となり農家負担分を立て替えて 10 年間で償還していただくことで農業者の初期負担を軽減する取組などの掘り起こし、土地改良区等が主体となる農地条件整備に合わせて農地集積を推進する際に必要な地図化等を支援する取組、遊休農地を借り受けて除草・耕起して担い手に貸し付ける取組を行い、これらを契機とした中間管理事業を推進します。

(事業計画)

| 区 分 | 面 積 (h a) | | 備 考 |
|--|-----------|----------|--|
| 農地条件整備への参画や地図化支援等農地の条件整備を契機とした中間管理権の設定 | 面積 | 1 8 7 ha | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構関連事業中間保有 <li style="padding-left: 20px;">4 地区 6 5 ha ・ 経常賦課金の負担 <li style="padding-left: 20px;">5 地区 2 8 ha ・ 機構事業主体スキーム等農地耕作条件改善事業の掘り起こし <li style="padding-left: 20px;">県下 1 1 ha ・ 地図化支援 <li style="padding-left: 20px;">1 地区 7 8 ha ・ 遊休農地の解消 <li style="padding-left: 20px;">県下 1 2 ha |

③ 農地の売買

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

(事業計画)

| 区 分 | 面 積 (h a) | | 備 考 |
|-------|-----------|------|--------------------------|
| 農地の売買 | 買入面積 | 4 ha | 全国農地保有合理化協会 ・ 担い手支援資金 |
| | 売渡面積 | 4 ha | |

(2) 諫早湾干拓農地保有管理事業

令和5年度からの新たな5年間(第4期)の利用権を設定し、現在37の経営体で営農が営まれています。

当公社としては、引き続き、営農計画達成に向けた経営相談会や意見交換会を通じて、営農活動の支援や環境保全型農業の推進、排水改善対策や鳥獣被害防止対策等に取り組むとともに、適切な農地の管理・的確な作付状況の把握等を関係機関と連携して推進します。

なお、第4期利用権設定の際、3年間の利用権を設定した1営農者については、今年度、残り2年間の利用権設定の可否についての審査を行います。

カモ食害損害賠償等訴訟(原告は4者、被告は国、県、公社)や土地明渡訴訟(被告は利用権再設定を認めることが適当ではないと判断された営農者2経営体)等諫干農地に関連する訴訟については、弁護士や関係機関と連携して適切に対応します。

潮受堤防排水門開門問題については、干拓営農者や関係機関等とも連携して、適切に対応します。

① 諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

(貸付計画)

| 借受者 | 面積 | 賃貸料 | 備考 |
|-----|-------|-----------|----|
| 38件 | 672ha | 130,000千円 | |

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 利用権設定 38件 面積631ha 賃貸料1億2200万円 (長崎県含)

公募保留 面積 41ha 賃貸料 800万円

(公募保留分については、利用権の再設定をしていない2経営体分の賃料相当額年間分であり、土地明渡訴訟の中で損害賠償として請求しています。裁判確定後に募集予定。)

② 宅地等用地

使用処分計画の変更により増反者及び関連業者への売却が可能となっていることも活用しながら、関係機関とも連携を図り、宅地等用地の売却促進に努めます。

| 区分 | 区画数 | 面積 (㎡) | 売却金額 | 備考 |
|----|-----|--------|----------|----|
| 計画 | 10 | 10,000 | 52,000千円 | |

(参考)

| | 区画数 | 面積 (㎡) | 備考 |
|------|-----|-----------|---------------|
| 全体 | 91 | 84,703.53 | 取得額 341,000千円 |
| 緑地等 | 16 | 14,320.86 | 売却対象外 |
| 宅地 | | | |
| 総数 | 75 | 70,382.67 | |
| 売却済み | 43 | 38,819.99 | |
| 未売却 | 32 | 31,562.68 | |

③ 排水改善対策

諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、国の事業予算と公社積立金を確保するとともに、営農者との協議を踏まえ、計画的な排水改善対策を進めます。

また、平成30年に策定した排水改善対策実施方針に基づく整備計画が令和5年度で完了し、営農者へのアンケート調査や圃場の排水性調査、県・国との協議を踏まえ、今回に策定する令和6年度から令和8年度の暗渠配水管再整備計画に基づき排水改善対策を実施します。

(事業計画)

○暗渠整備

第3期3ヶ年（令和6～令和8年度）の整備計画24.81haについて、国庫補助事業枠と公社積立金の確保を図りながら計画的に取り組んでまいります。

令和6年度については、積立金を考慮して中央干拓1圃場5.94haを計画

| 圃場数 | 面積 (ha) | 事業費 (千円) | 公社負担 (千円) | 備考 |
|-----|------------|-------------|--------------|---------|
| 1 | 5.94 | 13,662 | 5,643 | 令和6年度計画 |

注) 暗渠整備は国庫補助事業（定額補助）と公社特別積立金を財源に、土地改良区を事業主体として実施している。